

京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校
移転整備工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル

募集要領

1 プロポーザルの趣旨

京都市立芸術大学（以下「京都芸大」という。）は、建学以来140年にわたり、国内外の芸術界や産業界で活躍する人々を輩出し、文化芸術の発展に貢献してきました。

これまでの質の高い芸術教育を継承しながら、現在の京都芸大の抱える課題を解決し、京都芸大が世界に向けて一層の飛躍を果たすとともに、「市民に愛され、誇りに思っているだけの大学」として、京都のまちとともに発展していくよう、京都の玄関口であるJR京都駅東部エリアへの移転整備を進めることとしています。

また、京都芸大と同じく、明治13年に日本初の公立の絵画専門学校として開設された「京都府画学校」を起源とする、京都市立銅駝美術工芸高等学校（以下「銅駝美工」という。）についても、学校施設の充実や多様化するニーズに応える美術教育活動の展開、高大連携の推進等の効果が期待できることから、京都芸大と共に同敷地に移転整備することとしています。

本市では、この移転整備によって、この地域が、文化芸術創造の“火床”となり、「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンとなることを目指しています。

○ 京都市立芸術大学移転整備基本計画（別紙 基本計画）

本市では、パブリックコメントにおいて市民の皆様の様々な御意見をいただき、本年3月、移転整備の基本方針やキャンパス計画、事業計画等を盛り込んだ「京都市立芸術大学移転整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を定めました。

○ 京都芸大の移転に関する基本コンセプト（別紙 基本コンセプト）

京都芸大では、この移転整備にあわせ、移転後にどのような姿勢で教育研究に取り組み、地域貢献していくことができるかということを考え、京都芸大の3つの果たすべき役割、「芸術であること」、「大学であること」、「地域にあること」を定め、それを果たすため、新キャンパス全体の基本コンセプトを“Terrace”としました。

○ 京都市立銅駝美術工芸高等学校に係る基本的な考え方（別紙 京都市立銅駝美術工芸高校の移転整備について）

銅駝美工では、移転を機に、京都芸大との継続的な連携のもと、現行の8専攻の枠を超えた新しい美術教育にも対応できる施設として充実を図ります。さらには、市民を巻き込んだワークショップの開催や地域と連携した取組の展開などを通して、「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンとなるよう、文化芸術の創造拠点の機能を一層高めていきます。

○ 新たなキャンパスの設計者選定に向けて

新キャンパスでは、美術学部、音楽学部、研究機関など、各分野に応じた多種多様な専門的諸室が必要となる一方で、専攻間での機器等の共有化や美術と音楽の活動の融合を推進することも重要な課題となります。また、様々な創造活動を通じて学外ともつながり、時代の変化にも対応できる柔軟性を持つ「エクストラオーディナリー※」場の実現に向けて、既存の学校施設にとらわれない、新しいキャンパスのプロトタイプとなる、大胆なキャンパスを実現するため、設計者からの革新的な空間の提案を期待しています。

また、長く、快適に、創造活動を行うことができるキャンパスを整備するためには、設計段階において、大学・高校の教職員や学生・生徒、地域住民など、多様な使い手と設計者が密にコミュニケーションを図り、設計を練り上げ、カタチにさせていただくことも重要であると考えています。

さらに、大学などの構想とそれに対する設計者の提案がぶつかり合い、様々な課題が生じて、それを設計の推進のきっかけとして柔軟に対応し、案をさらに高めることができる、対話型の設計のプロセスを提案いただきたい、と考えています。

加えて、設計業務の実施体制においては、A、B、C3街区にまたがるキャンパスにおいて、統一感がありながらも、多様な場が共存するキャンパスとなるよう、様々な才能が設計に関わることができるような組織体制を提案いただくことも期待しています。

最後に、この移転整備事業は設計期間が3年、施工期間が3年という長期にわたる事業であるとともに、京都駅東部エリアの核となる公共建築でもあります。大学・高校として求められる機能を確実に実現し、コスト、スケジュールを管理しながら、着実に業務を遂行する必要があります。

このような視点を踏まえて、世界へ飛躍する京都芸大及び銅駝美工の新しいキャンパスを一緒に創り上げる設計者を広く募るため、公募型プロポーザル方式による設計者選定を実施します。

※「エクストラオーディナリー」：オーディナリー（普通や常識）を越え出るもの。時代に支配的な空気や価値観の外側に軸足を置き、そこから一定の距離をとった思考と表現の活動。京都芸大が定めたコンセプト（※別紙基本コンセプト参照）におけるキーワード。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備工事設計業務委託
ただし、建築及び設備基本設計・実施設計業務委託

(2) 履行期間

契約の日の翌日から平成32年3月31日まで

(3) 上限委託料

654,500千円（ただし、消費税及び地方消費税を含まない）

3 受託候補者の選定方法

「京都市執行機関の附属機関の設置に関する条例」に基づき設置する「京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が、「京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル評価要領」（以下、「評価要領」という。）に基づく公正な審査を行って、以下の手順により受託候補者を選定する。

(1) 参加資格確認

本公募への参加を希望する者が提出する参加表明書に基づき、参加資格の確認を行う。

(2) 第一次審査（書面審査）

第一次審査では、参加資格を有すると認められた者（以下、「参加有資格者」という。）が提出する技術提案書の第1号様式から第6号様式までについて書面審査を行い、第二次審査に進む対象者を5者程度で選定する。

(3) 第二次審査（ヒアリング審査）

第二次審査では、対象者が提出する技術提案書の第7号様式及び第8号様式についてヒアリング審査を行い、受託候補者及び第2位、第3位の計3者を選定する。

ただし、総合点が150点未満の者は、受託候補者及び第2位、第3位に選定しない。

(4) 契約

受託候補者の選定後、受託候補者と市が委託契約の締結に向けた交渉を行ったうえで、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、第2位、第3位の順に市が交渉を行う。

4 参加資格

本公募に参加しようとする者は、本公募を開始した日の前日を基点として、次に掲げる資格要件のすべてを満たしていなければならない。

なお、本公募は、単体企業に加え、共同企業体の参加も認めるものとする。共同企業体の構成員の数の上限は5者とする。

- (1) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所としての登録を行っている建築士事務所であること、又は当該建築士事務所を代表者とする共同企業体であること。
- (2) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿（京都市競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）における登録種目が建築設計であるものに登録されている者（以下、「登録業者」という。）であること、又は、登録業者でない場合、以下の要件に該当するものであること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこ

と。

- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- エ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

ただし、共同企業体にあつては、その構成員のすべてを対象とする。

- (3) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項に規定する競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 自社（共同企業体にあつては、その代表者又は構成員）の社員で、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後10年以上の実務経験を有し、かつ、日本語が堪能である管理技術者を配置し得ること。ただし、管理技術者は、設計担当主任技術者を兼ねることができない。
- (5) 自社（共同企業体にあつては、その代表者又は構成員）の社員で、次のいずれかに該当し、かつ、日本語が堪能である設計担当主任技術者を配置し得ること。ただし、設計担当主任技術者は委託仕様書で配置を求める建築設計者のうちのいずれかであること。
 - ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後2年以上の建築設計の実務経験を有すること。
 - イ 建築士法第2条第3項に規定する二級建築士の資格取得後7年以上の建築設計の実務経験を有すること。
- (6) 公募を開始した日の前日までに完了した設計業務（日本国の内外を問わない。）であつて、主たる用途及び当該部分の延べ面積が、次のア、イのいずれかの新築、増築又は改築に係る設計業務を元請（共同企業体として受託した場合は、その代表者の実績に限る。）として受託した実績を有すること。共同企業体にあつては、構成員のうち1人以上がその実績を有すること。
 - ア 次の学校施設のいずれかで、延べ面積3,000平方メートル以上
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校
 - イ 次の文化施設のいずれかで、延べ面積500平方メートル以上
劇場（音楽ホール含む）、博物館（美術館含む）、図書館
- (7) 共同企業体を構成して参加する場合にあつては、前各号のほか、次のすべての要件を満たしていること。
 - ア 共同企業体の協定書が、「建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて」（平成11年3月31日付文施指第175号）の別紙1に示された様式に基づくものであること。

- イ 構成員において決定された代表者が、共同企業体の協定書において明らかであること。
 - ウ 代表者は、全体の意思決定、管理運営等に責任を持つこと。
 - エ 共同企業体の名称は、「京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備工事〇〇・××設計共同体」とすること。
 - オ 共同企業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の応募者（他の応募者が共同企業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。
- (8) 協力事務所（応募者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所）への再委託等（ただし、主たる業務部分の全部を再委託等するものでないこと。）を予定する場合にあっては、当該協力事務所が、本公募の他の応募者（他の応募者が共同企業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。
- (9) 選定委員が自ら主宰し、又は役員もしくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者（その者が自ら主宰し、又は役員もしくは顧問として関係する法人を含む）でないこと。
- (10) 海外から参加する者が単体企業として参加する場合または共同企業体の代表者となる場合には、参加表明書の提出期限までに、建築士法の一級建築士事務所の登録を受けていること。

5 参加資格の確認

(1) 参加表明書の作成方法、部数等

「京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル 技術提案書等の作成に関する説明書」（以下、「技術提案書等の作成に関する説明書」という。）による。

(2) 様式の入手方法

京都市情報館の行財政局のホームページにある新着情報『京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル』からダウンロードして印刷のうえ使用すること。

ホームページのアドレス：<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000218852.html>

(3) 提出方法等

ア 提出場所・宛先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局総務部総務課

京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定委員会事務局

（担当：井上，諏訪）

電話 075-222-3045 F A X 075-222-3838

電子メール soumu@city.kyoto.lg.jp

イ 提出方法

持参，郵送又は信書便 ※書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

ウ 提出期限

平成29年6月19日（月）まで（必着）。ただし，持参の場合は，閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に限る。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認結果は，以下のとおり通知する。

ア 通知予定日

平成29年6月26日（月）の発送を予定している。

イ 通知方法

郵送

ウ 参加資格を有しないと認められた者に対する書面による理由説明

(ア) 参加資格を有しないと認められた者は，参加資格の確認結果の通知をした日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に，書面により，参加資格を有しないと認めた理由について説明を求めることができる。

(イ) 前項の書面は，京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定委員会委員長宛てにA4判で作成するものとし，説明を求める者の名称，代表者名，主たる事務所の所在地，連絡先，担当者名，応募業務名及び理由を求める旨を記載し，社印及び代表者印の押印を行ったうえで，(3)アまで持参，郵送又は信書便（必着）にて提出すること。

(ウ) 書面による説明を求められた場合には，当該書面を收受した日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に，説明を求めた者に対し，質問に対する回答を書面にて発送する。

6 参加資格の確認結果の取消し

参加有資格者が，次の各号のいずれかに該当することとなったときは，5(4)による通知を取り消すことができる。

- (1) 受託候補者を選定する日時までに，4に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 技術提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があると認められる場合。
- (4) 技術提案書に記載した管理技術者及び設計担当主任技術者が変更になる場合，又は当該業務に従事できなくなった場合。ただし，止むを得ない事情があるものとして委員会が認める場合は，この限りではない。
- (5) 技術提案書に記載された見積金額が，予定価格を超えた場合。
- (6) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為（選定委員への働きかけ等）を行った場合。

7 技術提案書の作成

(1) 技術提案書の作成方法, 部数等

技術提案書等の作成に関する説明書による。

(2) 様式の入手方法

5 (2) と同じ。

(3) 提出方法等

ア 第一次審査の技術提案書 (第1号様式から第6号様式まで)

本公募に参加を希望する者全員が提出する。

提出場所, 提出方法及び提出期限は, 5 (3) と同じ。

(参加表明書と併せて提出)

イ 第二次審査の技術提案書 (第7号様式及び第8号様式)

第一次審査 (書面審査) を通過した者に対し, 提出を要請する。

第一次審査結果の通知は, 平成29年7月10日 (月) の発送を予定している。

(ア) 提出場所, 提出方法

5 (3) と同じ。

(イ) 提出期限

平成29年8月14日 (月) 午後5時まで (必着)。ただし, 閉庁日を除く午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。) に限る。

8 審査方法

評価要領による。

なお, 評価項目及び配点の概要は, 次のとおり。

(1) 第一次審査 (書面審査)	【120点】
ア 業務実施の体制, 進め方等	60点
(ア) 設計事務所の規模等	(10点)
(イ) 管理技術者の実績等	(10点)
(ウ) 設計担当主任技術者の実績等	(10点)
(エ) 実施体制, 進め方, 品質・コスト・スケジュール管理	(30点)
・体制の妥当性 (チームの特長, 担当者数, 責任の所在), 協力事務所との関係, 会社としてのバックアップ体制の妥当性	
・設計の進め方・プロセスの妥当性, 取組意欲や対話姿勢	
・建築物としての性能確保やコスト・スケジュール管理に関する基本方針の妥当性	
・その他評価に値すべき事項	
イ キャンパス計画についての設計の基本方針等	50点
・業務の目的, 内容, 基本計画及び基本コンセプト等の理解度	(10点)
・設計コンセプトやテーマ①～②に対する基本方針の妥当性, 独創性	(30点)
・その他評価に値すべき事項	(10点)

ウ 見積金額	10点
(2) 第二次審査（ヒアリング審査）	【180点】
ア 技術提案	
第一次審査で提案した業務実施の基本方針を踏まえ、テーマ①～③についての詳細の提案内容を記載するものとする。	
テーマ①：キャンパス計画のフレームについて	40点
テーマ②：新たなキャンパスの具現化に向けて	70点
テーマ③：実施体制，進め方，品質・コスト・スケジュール管理	40点
イ 設計者の対話能力	30点

9 技術提案のテーマ（8に記載したテーマ①～③の内容）

京都芸大では、「芸術であること」、「大学であること」、「地域にあること」という役割を果たすために、新たなキャンパスのプロトタイプとなるよう、基本コンセプトや基本計画を、さらにより一層飛躍させる創造的な提案を期待している。

また、郊外エリアから京都駅と至近距離にある都心エリアへの移転は、“大学と都市との関係”に大きな変化をもたらすものであり、「文化芸術都市・京都」にふさわしい新たなキャンパス空間（銅駝美工を含む）のあり方を求めている。

さらに、大学のキャンパスは、人間と環境との深い関わりを通して、時間をかけて熟成していくべきものである。そのため、京都芸大の京都駅東部崇仁地域への全面移転に向けては、大学・地域等の関係主体との対話を重ねて、設計に取り組んでいくこととしている。

一方で、大規模で複雑なキャンパスの基本設計・実施設計を一括で発注することや3地区に分かれる敷地条件における建築・設備設計上の課題を解決する必要があることなどを踏まえると、建築物としての性能確保とコスト、スケジュール管理ができる能力も必要となる。

このような視点をもとに、多様な主体が設計に参画し、新たなキャンパスを一緒に創り上げていく設計者の選定に向けて、以下のとおり技術提案のテーマを定める。

(1) テーマ①：キャンパス計画のフレーム※について

A, B, C 3街区にまたがるキャンパスについて、以下の視点をふまえて、キャンパス計画のシステム・プロセス・主体に関わるフレーム（枠組）を提案すること。

○全体としての統一感がありながらも、個々の建物やスペースの特色が発揮され、多様な場が共存する有機的な秩序を備えたキャンパスであること。

○完成後も使い手のニーズを踏まえて適宜手を入れ、また、時代の変化に応じた更新が容易であり、成長し続けることができるキャンパスであること。

○多様な関係主体（大学・高校の教職員や学生・生徒，地域住民など）と、キャンパス及び周辺環境における学びと創造，交流と発信のあり方について，対話によ

る合意形成を重ね、キャンパスを進化させることができる設計プロセスや組織体制に関わる柔軟なフレームを提案すること。

※「フレーム」：枠組、仕組、スキーマ、図式、構造などの意味を含む。基本となる枠組を決めておくことで、状況に応じて個別に差異や変化を持たせても全体としてのまとまりを確保し、統一性と多様性、類似性と差異性、不変性と可変性のバランスを可能にする仕掛け。システム（空間）だけでなく、プロセス（時間）や組織体制（主体）についても適用される概念である。

（２）テーマ②：新たなキャンパスの具現化に向けて

上記のフレームをもとに、基本コンセプト（＝”Terrace”としての大学）をどのように具現化するか、また、まちを歩くように様々な場所で、演奏や展示・制作といった創造活動を楽しむことができる交流と発信の都市型キャンパス計画を、周辺エリアのまちづくりや鴨川・高瀬川などとの関わり方や導線計画も含めて、提案すること。

基本計画や必要諸元・機能その他の、参考資料の情報を踏まえながらも、創造的なキャンパス空間とするため、設計者としてそれらを再編するなど、新たな提案を行うことを期待する。

なお、技術提案においては、以下の項目についても含めること。

○大学図書館・資料館で所蔵してきた図書や芸術作品と、各機関が管理するデジタル情報も含むあらゆる資料を一元的に管理し、新たな視点での芸術の創造・研究・発信につなげていくための施設とシステムを検討中である。こうした関係施設（機能）の連携と配置の考え方

○音楽ホールやギャラリー（教育研究の発信スペース）その他の、キャンパスとまちをつなぐ交流・発信スペースのあり方について

○鴨川・高瀬川の岸辺景観、東山の眺望などの地域の景観特性や、JR沿線からの視線を踏まえたキャンパスデザインについて。なお、まちを歩くように楽しめるキャンパス内で行われる様々な創造活動と建物やスペースが作り出す景観にも留意すること。

なお、配置計画にあたっては、以下を条件とする。

- ・オープンスペース（将来活用地）※は、C地区南側に4,000㎡の面積を確保。
- ・グラウンドは、A地区に1,800～2,400㎡を確保。
- ・元崇仁小学校体育館は、既存施設を存置・利用予定。
- ・柳原銀行記念資料館は、人権資料展示施設として存置。

※将来、芸大以外の施設が建設される可能性あり。当面は芸大がオープンスペースとして使用可。

(3) テーマ③：実施体制・進め方、品質・コスト・スケジュール管理について

きめ細やかな対話を通じて、多様な使い手の主体性を引き出し、その活動内容や意見を反映するとともに、案をさらに高めることができる柔軟さを持ち、キャンパス空間を設計することができる、対話型の実施体制を提案すること。

なお、技術提案においては、以下の項目についても含めること。

○対話を重視し、創造性と設計遂行力が発揮されるとともに、様々な才能が設計に関わることができる組織体制※

※例：多様な才能を有した設計事務所によるチームや、キャンパスの大半を自ら設計し、ギャラリーなど一部を新鋭建築家に担わせるチーム、複数の設計者がデザイン調整しながら設計するチーム など

○大規模で多種多様な施設があるキャンパスの基本設計・実施設計を着実に遂行するためのコスト（イニシャル、ランニングコスト共）管理やVE、設計工程管理、工期設定を確実に実施する為の具体的な手法及び工程

○音楽ホールにおける音響設計やキャンパス全体のランドスケープデザイン、大学・地域等との対話のコーディネーションなどの専門的業務に関する協力体制

○建築物としての性能を確保するための主に以下の技術提案

- ・安心・安全への配慮（構造計画、防災対策等）
- ・環境への配慮（省エネルギーやエネルギーマネジメントシステム等）
- ・周辺環境や敷地条件を踏まえた音響・防音計画、排水処理計画
- ・大学全体を開きつつ、一方で必要なセキュリティを確保するための計画

10 第二次審査（ヒアリング）審査について

第一次審査を通過した者に対し、技術提案の内容確認や説明を受けることを目的として、ヒアリング審査を実施する。

ヒアリング審査は、平成29年8月30日（水）の実施を予定しているが、詳細は第一次審査結果の通知と併せて通知する。

なお、第一次審査を通過した者に対して、選定委員会から、審査を踏まえた意見を通知する場合がある。この場合、その意見を踏まえて、第二次審査の技術提案書作成及びヒアリング審査に当たること。

ヒアリング審査の当日は、原則として、参加表明書の様式3に記載の管理技術者及び設計担当主任技術者及び設計担当者（意匠）の3名が出席することとする。また、その他設計担当者（意匠、構造、設備等の分野は問わない）を3名まで加えることができる。

11 選定結果の通知

(1) 受託候補者の選定結果は、技術提案書を提出した者全員に、書面を郵送して通知する。

(2) 技術提案書を提出した者は、前号の通知を受領した日の翌日から起算して5日以

- 内（閉庁日を除く。）に、当該通知に関する説明を書面により求めることができる。
- (3) 前項の書面は、京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定委員会委員長宛てにA4判で作成するものとし、説明を求める者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、選定結果の通知に関する説明を求める旨を記載し、社印及び代表者印の押印を行ったうえで、5(3)アまで持参、郵送又は信書便（必着）にて提出すること。
- (4) 説明を求められた場合には、書面を受領した日の翌日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に、説明を求めた者に対し、回答を書面にて発送する。
- (5) 上記(2)から(4)までの規定は、第一次審査結果の通知を行う場合について準用する。

1.2 選定結果の公表等

(1) 選定結果の公表

受託候補者を選定後、以下の項目を公表する。

- ・応募有資格者名
- ・第一次審査通過者名
- ・受託候補者及び第2位、第3位となった者の提案者名、選定の理由
- ・評価点一覧表（提案者名は伏せることとする）

(2) 技術提案書の公表

第二次審査参加者が提出した技術提案書（第8号様式）については、受託候補者選定後の一定の期間、本市ホームページ等で公表する。（一部、個人名等を伏せる等の加工を行うことがある）

1.3 スケジュール【予定】

参加表明書・第一次審査書類の提出期限	平成29年6月19日（月）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	平成29年6月26日（月）発送
第一次審査（書面審査）	平成29年7月5日（水）
第一次審査結果及び意見の通知 （技術提案の要請）	平成29年7月10日（月）発送
技術提案の期限	平成29年8月14日（月）午後5時まで
第二次審査（ヒアリング審査）	平成29年8月30日（水）
受託候補者選定結果の通知	平成29年9月11日（月）発送

1.4 本公募に関する問い合わせ

本公募に関する問い合わせの方法等は、以下のとおりとする。

(1) 問い合わせ送付先

5(3)アに同じ。

(2) 問い合わせ期間

本公募を開始した日の翌日から平成29年5月25日(木)午後5時まで(必着)

(3) 問い合わせ方法

ア 問い合わせは郵送(電子メールによるデータ送付共)により行うものとする。

イ 上記(2)の期間内に、5(3)アの宛先まで、問い合わせに関する書面を郵送又は信書便で送付するとともに、電子メールにより当該書面を電子データ(MicrosoftWord形式)で送信すること。

ウ 問い合わせに関する書面は、京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定委員会委員長宛てにA4版(様式自由)で作成するものとし、質問者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、応募業務名、問い合わせ対象とする書類名及び項目名、問い合わせ内容を記載し、社印及び代表者印の押印を行うこと。

(4) 問い合わせに対する回答方法

上記(2)の問い合わせの期限の日から起算して8日以内(閉庁日を除く。)に、5(2)のホームページに質問及び回答を掲載する予定。

1.5 移転予定地及び現施設見学会

平成29年5月22日(月)に、移転予定地及び現施設(京都芸大及び銅駝美工)の見学会を開催する予定であり、参加を希望する者は、平成29年5月18日(木)午後5時までに、企業名、代表者名、参加者名(見学会の参加人数は1社あたり2名までとする)、電話番号、見学会に参加を希望する旨を記載(様式参照)し、5(3)アの宛先まで電子メールで送信すること。見学会の詳細は、電子メールによる申し込み受理後に通知する。

なお、本見学会への参加の有無が選定委員会の審議に影響を与えるものではない。

1.6 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類の作成に必要な費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出期限後における提出書類の再提出、差し替え及び訂正は認めない。
- (4) 提出書類は、必要に応じて複製することがある。
- (5) 技術提案書の提出後、本市の判断により補足資料等の提出を求めることがある。
- (6) 技術提案書の著作権は参加者に帰属するが、提出書類は、本市が必要と認めるときは、公表することができるものとする。

1.7 その他

- (1) 7(3)イの技術提案書の提出者には、報償費300,000円を支払う。
- (2) 4に掲げる参加資格のほか、委託仕様書で設計担当者等の資格要件を定めているの

- で、注意すること。
- (3) 委託契約は、本市行財政局財政部契約課が作成する業務委託契約書により締結する。業務委託契約書は、本市行財政局財政部契約課のホームページに掲載している。
(URL : <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)
 - (4) 委託仕様書は、契約交渉の段階で若干の修正を行う場合がある。
 - (5) 契約後において、提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
 - (6) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (7) 本契約及び選定手続はW T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

1 8 Summary

- (1) Nature and Quantity of the services to be required:

Basic design and execution design of the construction of new Kyoto City University of Arts and Kyoto City Dohda Senior High School of Art

- (2) Deadline for submission of documents related to application and the first round screening:

5:00 PM, June,19,2017

- (3) Deadline for submission of documents related to the second round screening:

5:00 PM, August,14,2017

- (4) Contact information for documentation relating to the proposal:

General Affairs Section, General Affairs Department, Administration and Finance Bureau

The City of Kyoto

604-8571,488,Teramachi-Oike,Nakagyo-ku,Kyoto-city,Kyoto,Japan

Tel:075-222-3045 (the number,in Japan)

81-75-222-3045(the number,from abroad)

(行財政局総務部総務課)